

岩手県自然環境保全指針の概要

1 自然環境保全指針の趣旨

本県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として「岩手県自然環境保全指針」を策定しました。

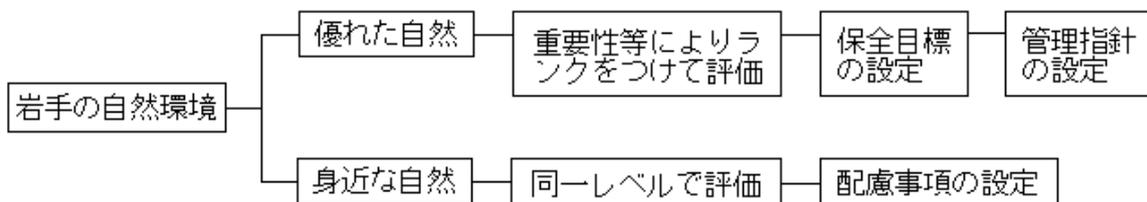
本指針は法的拘束力を持つものではありませんが、本県の自然環境の現状を総合的に評価し、保全方向(ガイドライン)を示すことにより、自然環境に配慮した各種事業の推進に当たっての指針となるとともに、県民及び事業者に自然環境の保全に対する理解と協力を求めるものです。

特に、環境影響評価条例を運用する際の基礎資料としても活用しうるものです。

なお、指針における評価は、他県との比較ではなく、自然環境の県内における相対的な評価です。

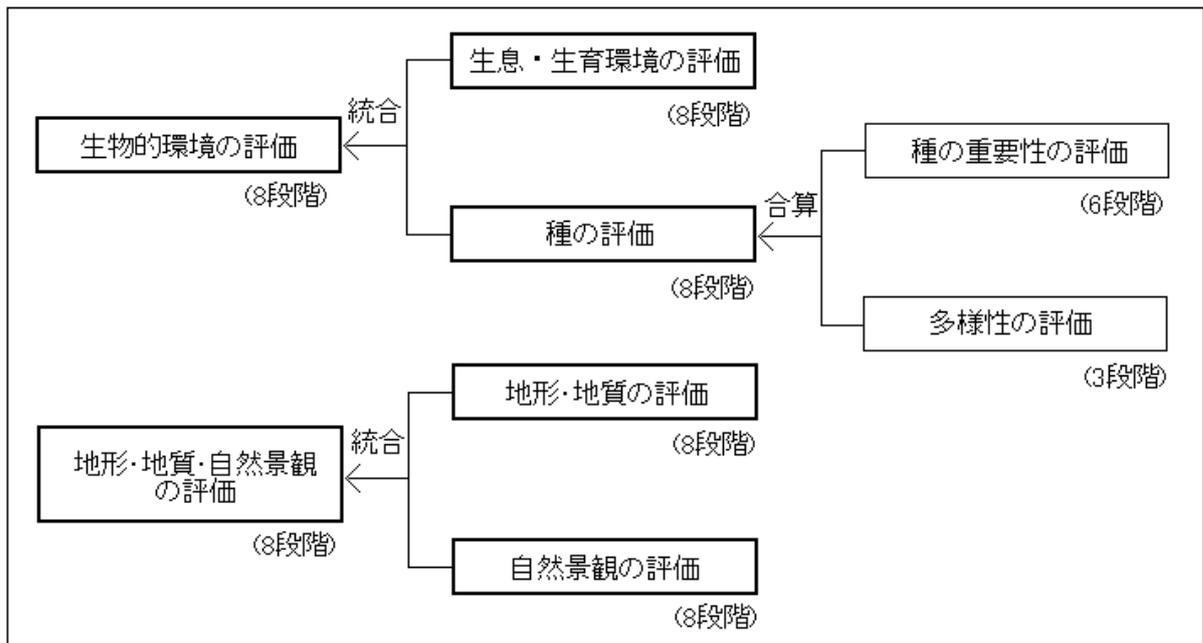
2 自然環境保全指針の内容

本指針においては、学術的な重要性、貴重性という視点で捉えた自然環境である「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた自然環境である「身近な自然」の2つに区分して取り上げました。



(1) 「優れた自然」

岩手県全域を1km四方のメッシュに区分し、植生、動植物、地形などの自然環境に係るさまざまなデータを駆使して、それぞれのメッシュごとに自然環境を学術的に優れているかどうかという観点から総合評価を行いました。



生物的環境の評価と地形・地質・自然景観の評価を整理し、5段階の保全区分をメッシュ単位の「保全区分図」に表すとともに、保全区分ごとの保全方向を設定しました。

《保全区分図のメッシュ数と比率》

区分	A	B	C	D	E	合計
メッシュ数	1,306	2,444	2,303	7,187	2,557	15,797
比率	8.2%	15.5%	14.6%	45.5%	16.2%	100.0%

(2) 「身近な自然」

県民に身近なものという観点から、街角のみどりやホテルの飛ぶ身近な水辺、伝説の生きる社寺林や日常的に利用する散策路など生活の身近にある自然を抽出し、保全にあたっての配慮事項を設定しました。